| 具体的な取組み   | 目標   | 計画期間(平成30年度から令和2年度)における取組み・達成状況  |   |
|---|--|--|---|
| 具体的な収組み<br>(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行<br>○入所施設利用者の地域移行の推進(生活基盤推進課)<br>自立支援協議会における地域移行の取組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけます。<br>また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。<br>施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく地域で暮らし続けるための取組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。  | 日標値(平成32年度) ・入所施設利用者の地域移行目標 10.9%(平成28年度末時点の施設入所者数と比較) ・入所施設利用者の減少目標 ▲2.4%(平成28年度末時点の施設入所者数と比較)  | <ul> <li>○入所施設からの地域移行者数:         <ul> <li>令和 2 年度末現在:447 人(平成 28 年度末比:9.1%)</li> <li>参考)平成 25 年度末から令和 2 年度末:929 人</li> </ul> </li> <li>○入所者数の減少:         <ul> <li>令和 2 年度末現在:173 人(平成 28 年度末比:3.5%)</li> <li>参考)平成 25 年度末からの減少:275 人(平成 25 年度末比:5.5%)</li> </ul> </li> </ul>   | 0 |
| ○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課)<br>入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的に実施します。<br>調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取組みに活用するよう働きかけます。   | 目標値<br>障がい福祉計画策定前に実施<br>次回調査時期:平成31年度末   | ○平成 28 年度に施設入所者の意向調査を実施。<br>本人が地域生活を希望、支援者も地域生活が可能: 370 人<br>市町村のローデータを各市町村に送付し、370 人への働きかけを依頼。<br>※令和 2 年度については実施せず、調査方法を検討。また、市町村の施設入所者の地域移行の取り組み<br>状況や課題等を把握するため、ヒアリングを実施しました。   | Δ |
| (1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課) 退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネットワークの構築をめざします。 具体的には、平成29年度から平成31年度までの3年間の集中的な取組みを実施し、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するための取組み(院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など)を企画・実施し、対象者を市町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門部会等)」に繋ぎます。また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関(医療と地域生活)のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場(府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ)とあわせた3層構造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援します。 | 目標値(平成32年度) ①大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ②すべての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ③すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する ④1年以上長期入院者数を平成28年度の9,823人から1,000人減の8,823人とする ⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は84%以上、入院後1年時点での退院率を90%以上とする | ①に関して、大阪府の協議の場 : 設置済<br>②に関して、市町村単位の協議の場 : 43 市町村中 41 市町村で設置済み。<br>達成率 95.3%。(令和2年度末)  | 0 |
| (2)入所施設の今後の機能のあり方 ○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課) 施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が 個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。 また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。  |  | ○利用者サービスの向上等を図るため、事業者に対する指定時研修や集団指導、実地指導等を通じて、地域連携や利用者の意向等に沿った個別支援計画に基づく支援等について、助言・指導を行いました。 ・指定時研修 平成 30 年度:年12 回 令和元年度:11 回 令和 2 年度:4回 ※令和元年度及び令和 2 年度については、コロナ感染拡大防止のため開催を中止し資料送付 ・集団指導「者対象」事業者向け、「児対象」事業者向け 各々年1回実施 ※令和 2 年度については、コロナ感染防止のためウェブ形式(資料のホームページ掲載及びネットによるアンケートの実施)で開催。 ・実地指導 「者対象」事業所(平成 30 年度:85 事業所・令和元年度:87 事業所・令和 2 年度:8 事業所) 「児対象」事業所(平成 30 年度:4 事業所・令和元年度:93 事業所・令和 2 年度:17 事業所) ※令和 2 年度については、コロナ感染症拡大防止のため、不正等通報があった事業所等に対し、書類の提出を求める等の方法により、随時指導を実施 | 0 |
| ○大阪府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課)<br>大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な<br>障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支<br>援方策の研究、人材養成研修など民間事業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。   |  | ○砂川厚生福祉センターで、民間事業所に対する研修等を実施しました。 ■重度強度行動障がい者地域移行促進事業 平成 30 年度 2 回開催 延べ 6 事業所受講 令和元年度 1 回開催 延べ 2 事業所受講 令和2年度 2回開催 延べ6事業所受講 ■強度行動障がい地域連携モデル事業   | 0 |

#### 生活場面 I 「地域やまちで暮らす」 第4次大阪府障がい者計画(後期計画) 具体的な取組み・達成状況 平成 30 年度 検討会 4 回開催・ワークショップ(支援者向け研修)1回開催 令和元年度 検討会 3 回開催・ワークショップ(支援者向け研修)1回開催 ■強度行動障がい教育連携事業 令和元年度 教員向け研修 1回開催 令和2年度 教員向け研修 2回開催 ■難治群支援方法検討会 令和元年度 5回開催 令和2年度 6回開催 ■司法関係機関との連携会議 平成30年度、令和元年度、令和2年度、いずれも、3回開催 ■SSTツールを活用した個別SSTを学ぶ研修会 平成30年度、令和元年度、令和2年度、いずれも、2回開催 受講者数 平成 30 年度 111 名·令和元年度 103 名·令和2年度 38 名 ■地域定着支援を考える研修会「支援機関・団体交流会」 平成30年度1回開催61名受講 令和元年度、令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ○施設職員等に対する研修の実施(福祉人材・法人指導課) 目標値(平成30年度) ○施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、以下の研修を実施しました。 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権 委託研修受講者数 平成30年度実施状況 研修、利用者の尊厳、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般 10,000人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・ 委託研修受講者数: 7.709人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数) 職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。 事業所の受講者数) 【平成30年度研修内容】 ・障がい者と働く場~新たなカタチを創造する~ ・障がい者の権利擁護と成年後見 ・障がい者差別や虐待を防止するために ・障がい者が地域で暮らすために 令和元年度実施状況 委託研修受講者数: 7,340人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数) 【令和元年度研修内容】 ・みんなで考える障がい者虐待を防ぐ職場づくり ・障がい者の権利擁護と成年後見 ・障がい者差別や虐待を防止するために ・障がい者が地域で暮らすために 令和2年度実施状況 委託研修受講者数:2,361人/年(障がい者施設・事業所を含む全施設・事業所の受講者数) 【令和2年度研修内容】 ・障がい者の権利擁護と成年後見 ・障がい者差別や虐待を防止するために ・障がい者が地域で暮らすために (3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保 <公営住宅のグループホームとしての活用(平成30年度から令和2年度386人> ○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、居住企画課、経営管理課) 目標値(平成30年度から32年度) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の活用、民 公営住宅のグループホームとしての活用292人分 ○府営住宅における知的障がい者·精神障がい者·身体障がい者グループホームとしての活用件数(大阪市 間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 を除く) 令和2年度末時点 533戸 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅の ·平成30年度活用人数34人 グループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。 ·令和元年度活用人数 27 人 ·令和2年度活用人数 42 人 ⇒平成30年度から令和2年度 活用人数累計 103人 ○市町営住宅における知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者グループホーム・ケアホームとしての活用 ·平成30年度 活用人数 94 人 $\bigcirc$ ·令和元年度新規 活用人数 90 人 ·令和2年度新規 活用人数 99 人 ⇒平成30年度から令和2年度 活用人数累計 283人 【参考】 ○公営住宅を活用したグループホーム住戸数(令和3年3月末) · 府営住宅: 533 戸 ·市町営住宅:77 戸

·UR 都市機構:44 戸 ·公社住宅:10 戸

| ○グループホーム世話人の資質向上(生活基盤推進課)<br>グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。  |   | ○グループホーム世話人研修 ・対象:経験年数の少ない世話人等 ・内容:障がい種別ごとの特性理解 意見交換 等 ・実施回数:2 日間/年(各日定員 60 名) ・受講者 平成 30 年度:1 日目:59 名 2 日目:59 名 令和元年度:1 日目:70 名 2 日目:66 名(定員を超えての実施) 令和 2 年度:1 日目:ユーチューブによる公開講座 2 日目:51 名  | 0 |
|---|---|---|---|
| ○さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課)<br>地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、さまざまな困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備<br>促進のための検討を行います。   |   | ○基盤整備促進ワーキンググループ(開催実績:平成30年度2回、令和元年度2回)において、重度化・高齢化に対応した障がい者の受け皿など施設入所者の地域移行推進に関する方策をとりまとめました。 ○また、令和2年度は重度知的障がいに対応可能なグループホームの整備のため「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備モデル事業」を実施しました。   | 0 |
| ○公営住宅の障がい者向け募集の実施(居住企画課、経営管理課)<br>障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。<br>市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成28~37年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。   | 目標値<br>府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯<br>向けなどの特別枠で募集しており、引き続き、その確保を<br>図る   | ○府営住宅における、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)の入居者募集の状況 a 府営住宅募集戸数 3,782 戸(一般世帯向け及び福祉世帯向けのみ) b 福祉世帯向け募集住宅 募集戸数 2,274 戸 応募者数 21,426 人 (障がい者世帯、ひとり親世帯、ハンセン病療養所入所者等の世帯、高齢者世帯、犯罪被害者等の世帯、 障がい者手帳の交付を受けている単身者等)・特別設計住宅(車いす常用者世帯向け住宅) 募集戸数 93 戸 応募者数 230 人 ※福祉世帯向け募集住宅は戸数(a)の概ね6割を特別枠で募集しており、引き続き推進していきます。  ○市町営住宅における障がい者世帯の優先入居実施状況・平成 30 年度 4市 227戸(応募:401件、倍率:1.8倍) (参考)全募集総数 25 市町 5,701 戸(応募:25,782 件 倍率:4.5 倍)・令和元年度 8市 224戸(応募:543件、倍率:2.4倍) (参考)全募集総数 27 市町 5,754 戸(応募:23,890 件 倍率:4.2 倍)・令和2年度 9市 139戸(応募:396件、倍率:2.8倍) (参考)全募集総数 29 市町 4,658 戸(応募:18,845 件 倍率:4.0 倍) | 0 |
| <ul> <li>○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(居住企画課、経営管理課)</li> <li>▼府営住宅の取組</li> <li>・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等パリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。</li> <li>・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等(「住戸内パリアフリー化事業」)を実施し、その対象はパリアフリー化されていないすべての住宅(撤去予定のものを除き、エレベーターのない 3 階から 5 階の住宅も含む)とし、計画的に事業を進めます。</li> <li>・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のパリアフリー化(「団地内パリアフリー化事業」)に努めます。</li> <li>・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置(「中層エレベーター設置事業」)を計画的に進めます。</li> <li>・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAI ハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。</li> <li>・既設住宅における作戸内や屋外のパリアフリー化を促進します。</li> <li>・既設住宅におけるがリアフリー化を促進します。</li> <li>・耐震化事業を促進します。</li> <li>・配設住宅における住戸内や屋外のパリアフリー化を促進します。</li> <li>・耐震化事業を促進します。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul> | 目標値<br>建替事業:8,000戸<br>住戸内バリアフリー化事業:12,000戸<br>団地内バリアフリー化事業:7団地<br>中層エレベーター設置事業:2,650基<br>車いす常用者世帯向け住宅整備事業:170戸<br>※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成28~3<br>7年度)に基づく目標値 | ○府営住宅の整備・改善(平成 30 年度~令和 2 年度実績) 建替事業:1,334 戸 住戸内パリアフリー化事業:2,326 戸 団地内パリアフリー化事業:392 基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:25 戸 ○市町営住宅等における整備(パリアフリー化の推進・エレベーターの設置等) ※【市町営住宅】/【公社】 ・新規住宅の整備数(建替え・借上げ合む) パリアフリー対応(うち、車いす常用者世帯向け) 平成30年度 790戸(9戸)/0戸(0戸) 令和元年度 1,713戸(18戸)/0戸(0戸) 令和2年度 755戸(2戸)/56戸(0戸) ・既存住宅の整備数 パリアフリー改善 平成30年度 40戸/0戸 令和元年度 38戸/0戸 令和2年度 2戸/0戸 エレベーター設置 平成30年度 36基/0基 令和元年度 6基/0基 令和2年度 46基/ 0基  | Δ |

| <ul> <li>○民間賃貸住宅への入居促進(居住企画課・建築振興課)</li> <li>▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度</li> <li>平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(「住宅セーフティネット法」)が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。</li> <li>これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は新たに創設された法に基づく登録制度に移行し、今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。</li> <li>▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用「宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うととは、、違反業者に対しては、同基準に基づ必要な指導等を行います。</li> <li>▼その他の団体等への周知・啓発・大阪府及び市町村口に入居店否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。</li> <li>▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供「での848あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。</li> </ul> | 目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20,000戸(平成37年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%(平成32年度) | ○「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」は住宅セーフティネット法に基づく登録制度に移行し住宅登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めました。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運用を行いました。セーフティネット住宅(あんぜん・あんしん賃貸住宅) 35,428 戸(令和3年3月31日時点) ○平成23年1月1日に施行した「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子(父子)家庭であるという理由(以下、「特定理由)という。)だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ホームページに同基準を掲載するとともに研修等を通じて宅地建物取引業者に関知啓発を行いました。 ○宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合平成27年度75.8%(6年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」平成27年度調査結果) ○平成27年3月に設立した「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、大阪府の住宅相談室を住まい探しの相談窓口とし相談に応じるとともに、府内各地で住まい探しイベントや居住支援に関するセミナー等を実施し、障がい者等の居住の安定確保に努めました。また、「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施しました。 ○障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境整備の一環として、家主・不動産事業者向けの冊子を、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発しました。また、福祉部門と連携し、制度周知を行いました。 ○住宅部門と福祉部門の連携体制の構築のため、住まい探しの相談に応じる協力店(不動産事業者)の登録や、相談や情報提供、見守りなどの生活支援等を行う居住支援法人の指定を行うとともに、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者へよりきめ細かな支援を行うことができる市町村居住支援協議会の設立を支援しました。協力店672店居住支援協議会2市(豊中市居住支援協議会、岸和田市居住支援協議会)(令和3年3月31日時点) | 0 |
|--|--|---|---|
| ○障がい者向け住宅の確保(居住企画課)<br>障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。  |  | <ul> <li>○サービス付き高齢者向け住宅については高齢者の住まいとしての需要や入居率が高く、空住戸の活用が難しい状況ではあるものの、近年サ高住の整備量が増加する中、障がいのある高齢者の受入れを特徴としてPR する住宅も増加しつつあります。</li> <li>○目的外使用や登録廃止にあたっての手続きの整理については、サ高住の整備にあたって国庫補助を活用している場合等には国への手続きが必要であり、また入居者条件以外の方が入居される場合にはサ高住の登録業務を行っている所管自治体に対象住戸範囲等の変更の届出やサービス等の内容により用途変更等関係法令に基づく届出が必要なことを整理しました。</li> </ul>   | 0 |
| ○住宅のバリアフリー化に対する支援(居住企画課、生活基盤推進課) 「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度(国補助事業)の活用を促進します。また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。  |  | <ul> <li>○「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進しました。(令和元年 11 月)</li> <li>○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる基盤づくりを推進するため、住宅改造への助成を実施する市町村に対して助成を行いました。(平成 30 年度)対象世帯数 74 件 助成額 16,857 千円(令和元年度)対象世帯数 74 件 助成額 15,362 千円(令和 2 年度)対象世帯数 79 件 助成額 15,700 千円 ※政令市・中核市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、能勢町は補助対象外</li> </ul>  | 0 |
| ○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(地域福祉課)<br>障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。   |  | ○居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費等(生活福祉資金)の貸付けを大阪府社会福祉協議会で実施しました。なお。貸付限度額は250万円、償還期間は7年以内(据置期間6か月)となっています。<br>・平成30年度実績<br>貸付決定件数20件<br>貸付決定金額33,283千円  | 0 |

|   |  | <del>-</del>   |   |
|---|--|--|---|
|   |  | ·令和元年度実績<br>貸付決定件数 10 件<br>貸付決定金額 7,997 千円<br>·令和 2 年度実績<br>貸付決定件数 18 件<br>貸付決定金額 19,602 千円  |   |
| (3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保  |  |  |   |
| ○障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備(生活基盤推進課)<br>「親なき後」や自立生活をめざす障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。<br>地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活支援拠点等の整備圏域ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含めた全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。<br>広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。 | 目標値(平成32年度)<br>各市町村が市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つの地域生活支援拠点等を整備     | <ul> <li>○基盤整備促進 WG(開催実績: 平成 30 年度 2回、令和元年度 2回)において、平成 28 年 10 月「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて 報告書」を作成し、市町村に提示するとともに、令和元年 7 月「地域生活支援拠点等の整備促進に向けて」をとりまとめ、緊急時の受け入れ・対応の体制づくりなど整備の要点について市町村に提案しました。</li> <li>○平成 31 年 2 月「厚生労働省・兵庫県・京都府と共催で都道府県ブロック会議」を開催し、先行事例の情報提供、市町村間の意見交換を実施しました。</li> <li>○地域生活支援拠点等の整備数: 34 市町村 26 か所(令和3年3月)</li> </ul> | 0 |
| ○生活訓練·指導の実施(自立支援課)<br>障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。<br>・音声機能障がい者発声訓練事業<br>・その他身体障がい者生活訓練事業 など   |  | ○障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行いました。 ・音声機能障がい者発声訓練事業 など 実施回数 平成 30 年度:386 回/年、令和元年度:316 回/年、令和 2 年度:277 回/年 総利用者数 平成 30 年度 6,567 人、令和元年度:5,801 人、令和 2 年度:2,892 人 ほか   | 0 |
| ○高次脳機能障がい者の地域生活支援(地域生活支援課)<br>高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業<br>所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たらええで帳~高次脳機能障がいファイル~」の普及と活用を促します。  | 目標値(平成32年度まで)<br>「使たらええで帳〜高次脳機能障がいファイル〜」を活用した研修会の実施 1回以上/年 | <ul> <li>○地域支援者養成研修、こころの健康総合センター研修、医療機関等職員研修会において「使たらええで帳~高次脳機能障がいファイル~」(高次脳機能障がいの方が必要なサポートを受けられるよう、発症からの経過や障がいの状態などを記録するツール)を活用した、高次脳機能障がいへの支援の普及を実施しました。</li> <li>■研修実施回数(地域支援者養成研修、こころの健康総合センター研修、医療機関等職員研修会)平成30年度年4回令和元年度年4回令和元年度年4回</li> <li>令和2年度年4回</li> </ul>   | 0 |
| ○在宅難病患者一時入院事業の実施(地域保健課)<br>医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。  |  | ○在宅難病患者一時入院事業<br>在宅で療養されている難病の方が、介護者の病気等の理由により、緊急的に介護が受けられなくなった場合に府において指定している医療機関に一時的に入院可能な病床を確保しました。<br>・在宅難病患者一時入院事業分 7日分/年(府全域)を予算確保<br>(事業活用)平成30年度・令和元年度 0件 令和2年度 1件  | 0 |
| 〇リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課)<br>障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。   |  | ○大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上を行うとともに、リーフレットの配布等による利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めました。 【リーフレット配布実績】 平成30年度: 府内市町村、医療機関等(計 102 カ所)に 10,000 枚配布。 令和元年度: 府内市町村、医療機関等(計 102 カ所)に 10,000 枚配布。 令和2年度: 府内市町村、医療機関等(計 102 カ所)に 10,000 枚配布。  | 0 |
| ○福祉有償運送の推進(地域福祉課)<br>社会福祉法人や NPO 法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、<br>有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。   |  | <ul><li>○府内7か所(大阪市、北摂ブロック、河北ブロック、中部ブロック、泉州ブロック、枚方市、箕面市)で設置されている福祉有償運送運営協議会に対して事業の推進に必要な情報を提供するなど、協議会の運営を支援しました。</li><li>○また、福祉有償運送制度の利用方法や福祉有償運送を実施している事業者の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に努めました。</li></ul>   | 0 |
| ○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課)<br>障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。   |  | 〇身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々への使用機会の提供(平成30年度〜令和2年度の各年度件数:4件)のほか、リーフレット・ステッカーの配布や府政だより・府ホームページでの普及・啓発活動を実施し、補助犬の同伴に対する理解促進に努めました。さらに幅広く周知を図るため、各市町村や関係団体に対しても広報協力の依頼も行いました。  | 0 |

| ○市町村との連携(障がい福祉企画課) 障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。  |   | ○国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。  ○障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置(平成25年度から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更。)。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。なお、令和2年度は、本ワーキングを一時休止し、「重度障がい者等就業支援ワーキング」を新設。重度障がい者等の就業支援の在り方等について市町村と協議する場を設置しました。 ・平成30年度:3回開催 議題「改正障害者総合支援法等の施行等に係る課題整理について」 ・令和元年度:3回開催 議題「障がい支援区分の適切な認定を推進するための取り組みについて」 ・令和2年度:3回開催 議題「大阪府『重度障がい者就業支援事業』について」  ○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました。(平成30年度は22市町村、令和元年度は24市町村、令和2年度は13市町村/国の指針において2年に1回以上実施するものとされています) | 0 |
|--|---|--|---|
| ○指定事業者等に対する指導等(生活基盤推進課)<br>指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や<br>障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。<br>また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指<br>導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。                     |   | ○障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、実地指導等を実施しました。 ・指定時研修:事業所・施設の指定時に開催(年12回)・集団指導:全指定事業所・施設を対象として、「者対象」事業所、「児対象」事業所各々年1回実施・実地指導: 「者対象」事業所平成30年度:85事業所令和元年度:87事業所令和元年度:87事業所令和2年度:8事業所令和2年度:93事業所平成30年度:74事業所令和元年度:93事業所令和元年度:93事業所令和元年度:93事業所令和元年度:93事業所令和元年度:93事業所令和2年度:17事業所   | 0 |
| ○利用者本位の障がい者福祉制度の推進(障がい福祉企画課)<br>障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査を踏まえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。                         |   | <ul> <li>○利用者等に対し広く制度周知がなされるよう、難病等対象疾病拡大や法改正に基づく制度改正等について、リーフレット等の媒体を用いて広報を行いました。また、ホームページ上で公開している利用者の方への情報提供内容については、制度改正等に伴い、随時更新を行いました。</li> <li>○障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました。(平成30年度は22市町村、令和元年度は24市町村、令和2年度は13市町村/国の指針において2年に1回以上実施するものとされています)【再掲】</li> <li>○「国の施策並びに予算に関する提案・要望(福祉関連)」や「障がい者福祉施策の推進に係る提言」などを通じて、国に対し制度の改善に向けた要望を実施しました。</li> </ul>   | 0 |
| (3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化  |   |  |   |
| ○市町村の相談支援の充実(地域生活支援課)<br>障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行います。また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値(平成32年度)<br>すべての市町村で基幹相談支援センターを設置                    | ○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。  ■基幹相談支援センターの設置市町村数 33 市町村(令和2年4月1日現在)   | Δ |
| ○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課)<br>障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。           | 目標値(平成32年度)<br>相談支援専門員の養成・確保<br>大阪府内で活動する相談支援専門員数2,500人 | ○相談支援専門員の育成とさらなる資質の向上のため、相談支援従事者初任者研修を実施しました。また、<br>地域で指導的な役割を担う主任相談支援専門員を養成するための研修を実施しました。<br>■相談支援従事者初任者研修修了者数<br>平成30年度809名<br>令和元年度779名<br>令和2年度471名   | 0 |

| 〇ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課)<br>市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。  | 目標値(平成32年度)<br>市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリン   | ■主任相談支援専門員研修修了者数<br>令和元年度 41 名<br>令和2年度 39 名<br>■大阪府内で活動する相談支援専門員数<br>2,161 名(令和2年 4 月 1 現在)<br>○市町村においてピアカウンセリングが実施されるよう、障がい者相談員研修等の機会を通じて普及を図りました。   |   |
|--|--|--|---|
|  | グ実施市町村数<br>43(すべての市町村)   | ■ピアカウンセリング実施市町村数<br>平成 30 年度 18 市町<br>令和元年度 25 市町<br>令和 2 年度 23 市町   | × |
| <ul> <li>○大阪府発達障がい者支援センターの運営(地域生活支援課)</li> <li>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行います。</li> <li>▼相談支援事業</li> <li>▼コンサルテーション事業発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等からの求めに応じて支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。</li> <li>▼普及啓発・研修事業医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を行います。</li> <li>▼就労支援アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。</li> </ul> | 《参考》<br>サービス見込み量(平成32年度)<br>相談支援 3,500件<br>関係機関への助言 160件<br>外部機関や地域住民への研修・啓発 50件 | ○大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して次の事業を行いました。 ▼相談支援事業(2,227件) 発達障がい児(者)及びそのご家族等からの相談に対する助言及び情報提供を行い、主訴に応じてインテーク面接、相談等を実施しました。 ▼コンサルテーション事業(377件) 相談支援事業所、地域活動支援センター、自立訓練・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所等に対し、発達障がいの特性に合わせた支援方法等についての助言や情報提供を行いました。 ▼普及啓発(33件) 研修事業: 医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいの理解と支援のための研修を実施しました。また、幅広い支援者の支援力向上のための公開講座や府民対象の公開講座を開催するなど、普及啓発に努めました。 ▼就労支援(664件) 就労に関する相談に対して助言及び情報提供を行い、主訴に応じて個別の就労支援、ご家族・事業所等へのサポート等の一連の支援を地域障がい者職業センター、公共職業安定所等との連携により実施しました。 | Δ |
| ○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課)<br>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。  | 目標値(平成32年度まで)<br>「発達障がい者地域支援マネージャー」を政令市を除く<br>市町村自立支援協議会(35か所)に派遣                | <ul> <li>○地域支援マネージャー事業は平成28年度から令和2年度まで25地域の自立支援協議会へ派遣しました。</li> <li>○地域の中で支援が困難なケースでも、大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)に配置している発達障がい者地域支援マネージャーの専門性の高いスーパーバイズにより市町村の自立支援協議会へ機関支援に入ることにより、状況が改善するケースが確認されており、地域支援のニーズは大きい状況です。</li> </ul>   | Δ |
| ○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課)<br>「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者家族の当事者の分野<br>と連携した支援体制の構築をめざします。<br>また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。   |  | <ul> <li>○大阪難病相談支援センターによる療養生活相談の実施</li> <li>・難病患者や家族等の日常生活における相談支援を実施しました。</li> <li>・難病相談支援センターニュースや患者交流会等を実施するなど当事者の目線にたった支援を実施しました。</li> <li>・令和3年3月に「大阪難病相談支援センター」を大阪府こころの総合健康センター内に移転(同年4月から稼働)。近隣に所在する「大阪難病医療情報センター」や「保健所、保健センター、保健福祉センター」との更なる連携体制の強化、難病患者に対する相談支援機能の更なる充実を図りました。</li> <li>○大阪難病医療情報センターによる医療相談の実施・難病患者や家族の医療等に関する相談業務を実施しました。</li> <li>・保健所等が実施する難病患者に対する個別支援等に対して医療の立場から助言を行いました。</li> <li>・ハローワークと連携した難病患者の就労支援については相談者の利便性や支援ニーズを考慮し、保健所等とも連携し充実を図りました。</li> <li>(平成30年度37名令和元年度20名令和2年度34名)</li> </ul>  | 0 |
| ○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課) 全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、他の都道府県の取組等について収集し、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図るとともに、府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修内容に反映します。 また、高次脳機能障がい相談支援センターにおいて、市町村等に対して、地域の事業所等が行っている高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係機関の支援力の向上を図ります。   | 目標値(平成32年度まで)<br>地域の先進的な支援手法等を集めた事例集を作成及<br>び配布                                  | ○高次脳機能障がいに関する地域の先進的な支援手法等を集めた「高次脳機能障がいのある方への支援ヒント集-府内事業所の実践例より-」を作成し、府ホームページ上で公開しました(令和2年度)。 ■取組み ・平成30年、府内事業所を対象としてアンケートとヒアリングを実施 ・令和元年度高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会にて、骨子案を審議 ・令和2年度第1回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会にて最終案を審議 ・令和2年度第2回高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会にて承認を得て成案化   | 0 |

| 〇地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課)<br>地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、<br>刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。   |   | ○支援者の専門性を高め、相談支援のスキルを向上させることを目的として、府内関係機関を対象に研修を開催しました。         ■研修実施回数(スキルアップ研修)         平成30年度:6回令和元年度:8回令和2年度:3回         ○地域生活定着支援センターにおいて、高齢または障がいのある矯正施設退所者に対して、以下の通り福祉サービスの利用等を支援しました。         区分・年度       平成30年度       令和元年度       令和2年度         コーディネート業務       13件       20件       23件         フォローアップ業務       66件       64件       72件         相談支援業務       36件       28件       39件 | 0 |
|---|---|--|---|
| (3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化  |   |  |   |
| ○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課)<br>地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性化や機能強化を図るため<br>の支援を行います。<br>具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大阪府自立支援協議会<br>において情報共有するとともに、取組みが進んでいない地域の要因分析と、その改善策について検討します。ま<br>た、地域自立支援協議会同士の情報交換の機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取組みの活性化を図<br>ります。             | 目標値(平成32年度) ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置 | <ul> <li>○「各地域協議会の設置・運営状況の共有」「地域課題や対応策に関する相互の情報交換による取組みの活性化」「顔の見える関係の構築」等を目的として、地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域課題解決に向けた協議会運営の活性化を図りました。</li> <li>○また、自立支援協議会への理解を深めるため、自立支援協議会の役割と機能に関する研修会を実施しました。</li> <li>※地域移行に関する専門部会等を設置している市町村数: (37 市町村)</li> <li>※就労支援に関する専門部会等を設置している市町村数: (27 市町村)</li> </ul>   | 0 |
| ○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課)<br>大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など<br>主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。<br>また、地域ごとの取組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現され<br>るよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。            |   | <ul> <li>○アンケート調査やヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。</li> <li>○大阪府障がい者自立支援協議会各部会における活動状況を確認し、進捗状況を把握するとともに、全体会において報告を行いました。(全体会開催実績 平成30年度:2回、令和元年度:1回、令和2年度:2回)</li> </ul>  | 0 |
| (3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点   |   |  |   |
| ○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課)<br>広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。  |   | ○市町村地域福祉担当課長会議において、小地域ネットワーク活動推進事業や CSW (コミュニティソーシャルワーカー)等配置事業など、市町村の地域福祉のセーフティネットの構築を促進するための施策についての情報提供等を行いました。  ○地域福祉のコーディネーターのための基礎研修において CSW や市町村職員に対し、大阪府地域福祉支援計画に基づく地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や、「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組みました。 ※令和 2 年度は新型コロナの影響で基礎研修は中止  ○CSW ブロック別連絡協議会などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター(SSW 等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携強化に努めました。              | 0 |
| ○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課)<br>地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。  |   | ○障がい者支援団体の役員及び障がい福祉分野の学識経験者に大阪府地域福祉推進審議会の委員として<br>参画を求め、障がい当事者のニーズの把握に努めました。   | 0 |
| ○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取組み(地域福祉課) 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク 活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政 的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策に ついて検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組みます。 |   | <ul> <li>○地域福祉のコーディネーターのための基礎研修において CSW や市町村職員に対し、大阪府地域福祉支援計画に基づく地域福祉のコーディネーターの協働の必要性や、「コミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に取り組みました。 ※令和 2 年度は新型コロナの影響で基礎研修は中止</li> <li>○CSW ブロック別連絡協議会などにおいて、CSW 同士の連携や他のコーディネーター(SSW 等)との連携について、制度や活動内容の理解促進などの連携強化に努めました。</li> </ul>  | 0 |

| ○福祉基金による助成(地域福祉課)<br>地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に<br>助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。  | ○大阪府福祉基金地域福祉振興助成金の活用により障がい者への支援等に対して助成し、地域福祉の振興や府民の福祉意識の向上に寄与しました。 ※平成 30 年度から令和 2 年度まで当初予算額は各年度 55,000 千円 【平成 30 年度】交付決定数 64 団体、交付決定額 50,287 千円 【令和元年度】交付決定数 52 団体、交付決定額 29,177 千円 【令和 2 年度】交付決定数 48 団体、交付決定額 34,659 千円 ※助成金申請件数の減少、辞退団体があるため交付決定額が減少します。   |
|--|--|
| (3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解  |  |
| ○施設コンフリクトの解消(人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。  | ○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図るなど、広く啓発に取り組みました。  ○また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、積極的に地域交流を進めるよう指導しました。なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めました。   |
| (3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保   |  |
| (3) 加速できいかける (分価性) できたを当くべめの値な (福祉人材・法人指導課、就業促進課、介護事業者課、降がい福祉室) 介護職のイメージアップを図るともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチングカの向上、若年層・高齢者 降がい者・女性等の新規参入促進、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材(在留資格「介護」による留学生)の円滑な受入れにあたってのガイドライン作成、協議会の設置 研修等の実施など、参入促進に向けた取組みを総合的に実施します。また、福祉機器、介護ロボットの導入促進や『表彰』の導入など、介護事業者自らの労働環境・処遇の改善、質の向上に向けた取組みを支援します。 さらに、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組みなどを実施します。 | <ul> <li>○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護業界へのマッチングを図るとともに、離職者に対する再就職支援を行いました。 平成 30 年度 合同面接会、就職フェア参加者数:1,241 人 令和元年度 合同説明会、就職フェア参加者数:685 人 セミナー 参加者数:735 人 令和 2 年度 合同直接会、数職フェア(ウェブ)参加者数:1,006 人 セミナー 参加者数:276 人 ○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携を図り福祉・介護の魅力を発信しました。 平成 30 年度 職場体験者数:260 人 インターンシップ:43 人 由前講座:1,308 人 令和元年度 職場体験者数:209 人 インターンシップ:116 人 出前講座:628 人 令和 2 年度 職場体験者数:86 人 インターンシップ:94 人 由前講座:628 人 (特に若者を対象に、介護の仕事への関心を高めイメージアップを図るため、プロモーション・ビデオを制作し、ユーチュープにて配信するとともに、介護デジタルブックを製作し、ウェブにて閲覧できるようにすることにより、介護の仕事のによすを見体的にイメージできるような広報・発信を行いました。 【再生回数】 「私、決めた」編 60 秒:8,331 回 「私、決めた」編 60 秒:8,331 回 「私、決めた」編 60 秒:8,331 回 「私、決めた」編 60 秒:2,317 回 ○介護職への第一歩となる介護職員初任者研修の受護促進を行うことで、介護職員の福野拡大を図りました。また、職場体験につなげることにより、介護の仕事や介護現場への正しい理解を深め、着実に職場に結び・シ付ました。(令和元年度まで) 平成 30 年度 44 名(10 事業者)</li> </ul> |
|  | ○初任者研修又は実務者研修を受講する職員を支援する介護保険施設等の運営事業者に対して補助することにより、介護の現場で働く職員の資質向上と職場定着を行いました。(令和2年度から)令和2年度 16名(9事業者)  ○介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を実施し、介護人材の裾野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進しました。  |

#### 生活場面 I 「地域やまちで暮らす」

平成 30 年度 全 27 回(うち 11 回は基礎講座のみ) 修了者: 149 人 令和元年度 全11回 修了者:76人 令和2年度全10回修了者:44人 ○在留資格「介護」による外国人留学生の円滑な受入れにあたり「大阪府介護留学生適正受入推進協議 会」を設置しました。 令和 2 年度からは協議会の名称を「大阪府外国人介護人材適正受入推進連絡会議 に変更しました。また、平成30年3月に作成したガイドラインの周知並びに、外国人介護人材の受入れ・活 用に関する制度や留意事項などについて研修会を実施しました。 平成30年度 協議会の開催 2回 研修会の実施 4回(参加者:347名) 令和元年度 協議会の開催 1回 研修会の実施 2回(参加者:108名) 令和2年度 連絡会議の開催 1回 ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人 材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。 平成 30 年度 参加人数: 10,470 人 令和元年度 参加人数:9,968 人 令和 2 年度 参加人数: 2.964人 ○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成 するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する 専門相談等を実施しました。 平成 30 年度 市町村職員研修 1講座 28 名 介護·福祉等専門職員研修 39 講座 1,654 名 令和元年度 市町村職員研修 1講座 17名 介護·福祉等専門職員研修 29 講座 1,812 名 令和 2 年度 市町村職員研修 1講座 56名 介護·福祉等専門職員研修 34講座 756名 〇府内介護職員のスキルアップや定着促進、若い世代に対する福祉·介護への理解促進を図るため、研修、 相談支援、福祉教育の推進など、市等が地域の実情に応じて実施する事業に支援しました。 平成30年度5市等 令和元年度 6 市等 令和2年度1市 〇地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボット導入経費の一部を助成するとともに、活用の利点や導 入事例を紹介するセミナーを開催しました。 【導入助成実績】 平成 30 年度:44 施設 介護ロボット 78 台 9,709 千円 令和元年度:43 施設 介護ロボット84 台 11.470 千円 令和2年度:63 施設 介護ロボット39 台・通信環境整備 24 事業所 46,128 千円 (令和2年度より、見守り機器導入に伴う通信環境整備に対する補助が拡充されました。) ○「おおさか介護かがやき表彰」を実施し、介護保険事業者の「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取 組みを促進・普及しました。 平成 30 年度: 10 法人 13 事業所 230 千円 令和元年度:6 法人 25 事業所 241 千円 令和2年度:コロナ対応のため実施見合せ 〇令和2年度国庫補助事業として、介護保険サービス事業所を対象に、介護職員処遇改善加算の取得を促 進する事業を実施しました。 ・事業所からの相談に応じるコールセンターを設置 ・社会保険労務士等による個別の助言、指導 〇地域医療介護総合確保基金を活用し、令和 2 年度よりICT導入経費の一部を助成しました。 【導入助成実績】 令和 2 年度:61 法人 86 事業所 51,591 千円 〇介護支援専門員の質の向上を図るため、関係団体と連携しながら、研修を円滑に実施するとともに、大阪 府介護支援専門員研修向上委員会を設置し、研修実施の評価を行い、研修カリキュラム等の改善を図り ました。 【修了者数】 平成 30 年度: 7,479 名

|   |   | ı   |
|---|---|-----|
|   | 令和元年度 :6,072 名<br>令和2年度 :2,095 名  |     |
| 目標値<br>介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象<br>とした研修を毎年1回実施   | <ul> <li>○障がい者ホームヘルパー知識習得(居宅介護職員初任者)研修修了者数及び研修実施回数平成30年度52名・年1回令和元年度63名・年1回令和元年度 63名・年1回令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</li> <li>○研修事業者に対して、必要な指導・監査を行いました。</li> </ul>  | Δ   |
| 目標値<br>保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(年100名以上受講)  | <ul> <li>○障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。(毎年度1回開催)。</li> <li>・参加人数 101 人(平成 31 年1月実施) 125 人(令和元年 8 月実施) 100 人(令和3年2月 オンラインミーティング方式で実施)</li> <li>○全市町村の放課後児童指導員等を対象とした研修を 4 日間実施。うち 1 日は、放課後児童クラブにおいて障がい児への理解とその対応がなされるよう、「発達障がい児など配慮が必要とする子どもの理解と対応」をテーマとして取り上げました。</li> <li>・参加人数 (平成 30 年度:320 人、令和元年度:398 人、令和 2 年度:175 人)</li> </ul>  | 0   |
| 目標値(平成32年度)<br>精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を<br>年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)<br>実施<br>自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施 | ○精神保健福祉関係機関職員研修を実施しました。 ・精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施しました。 平成30年度:5回、令和元年度:5回、令和2年度:4回 ・自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施しました。 自殺対策 平成30年度:5回、令和元年度:5回、令和2年度:5回 依存症対策 平成30年度:11回、令和元年度:14回、令和2年度:7回  | 0   |
| 目標値<br>サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者<br>研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施   | ○研修修了者数及び研修実施回数<br>・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修<br>平成 30 年度 基礎研修 1,644 名(うち児童 618 名)・年 3 回<br>令和元年度 基礎研修 1,620 名(年 3 回)、更新研修 828 名(年 1 回)<br>令和 2 年度 基礎研修 1,635 名(年 4 回)、更新研修 1,507 名(年 1 回)<br>・相談支援従事者初任者研修(2 日課程)<br>平成 30 年度 1,159 名(年 3 回)<br>令和元年度 1,162 名(年 3 回)<br>令和 2 年度 1,298 名(年3回)   | 0   |
| 目標値<br>強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践<br>研修)を実施  | ○研修修了者数<br>平成 30 年度 基礎研修 803 名 実践研修 534 名<br>令和元年度 基礎研修 745 名 実践研修 466 名<br>令和2年度 基礎研修 708 名 実践研修 429 名   | 0   |
|   |   |     |
|   | ○福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」(平成 24 年 11 月設置)等を開催しました。 ・第 7 回大阪府福祉のまちづくり審議会(平成 30 年 12 月 26 日) ・第 14 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(平成 30 年 11 月 2 日) ・第 15 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(平成 30 年 11 月 27 日) ・第 16 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(平成 31 年 3 月 26 日) ・第 17 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(令和元年 6 月 6 日) ・第 8 回大阪府福祉のまちづくり審議会(令和元年 8 月 1 日) ・第 18 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会(令和元年 11 月 14 日) ・第 9 回大阪府福祉のまちづくり審議会(令和 2 年 1 月 28 日) ・第 19 回大阪府福祉のまちづくり審議会(令和 2 年 1 月 28 日) ・第 10 回大阪府福祉のまちづくり審議会(令和2年 10 月 28 日) | 0   |
|   | 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施  目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施(年100名以上受講)  目標値(平成32年度)精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施  目標値 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(2日課程)を実施  目標値  | 国権性 |

|   |  | 令和元年 7 月 30 日~令和元年 10 月 18 日<br>令和 2 年 9 月 30 日~令和 2 年 11 月 20 日  |   |
|---|--|---|---|
| ○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課)<br>府有建築物の新築・建替えにあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。<br>また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を<br>推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。                   |  | ○府有施設のバリアフリー性能表示に向けた庁内調査を実施するとともに、調査を基に府有施設のバリアフリー情報をホームページに掲載・更新しました。<br>調査期間 平成 30 年 4 月 17 日~平成 30 年 5 月 25 日<br>平成 31 年 4 月 24 日~令和元年 5 月 31 日<br>令和 2 年 6 月 29 日~令和 2 年 7 月 31 日 |   |
|   |  | ○府有施設の子育て支援設備の設置状況について庁内調査を実施し、設置について努力義務がかかる施設に対し、設置するよう要請しました。<br>調査期間 平成30年11月21日~平成30年12月21日<br>平成31年1月28日~平成31年2月12日<br>平成31年4月24日~令和元年5月31日<br>令和2年6月29日~令和2年7月31日              | 0 |
| ○府営公園の整備(公園課)<br>大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が自由に安心して利用できるよう改修・整備を行います。  |  | ○服部緑地など9公園で、高齢者や障がい者、幼児などありとあらゆる人々の利用に配慮した府営公園づくり<br>を促進するためにトイレ改修を実施しました。  | 0 |
| ○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課)<br>駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関し  | 目標値(平成32年度まで)<br>平成27年度末時点の実績(32市1町、134地区)を踏まえ、未策定市町村での早期作成をめざす                                    | 〇基本構想作成状況<br>·平成 13~令和 2 年度作成済 33 市町 136 地区   |   |
| て、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。   |  | ○基本構想未作成市町(10 市町)への作成依頼(令和 2 年 4 月~令和 3 年 3 月)。   | Δ |
|   |  | ○平成31年3月に基本構想の作成を促進するため、「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を作成。<br>成。  |   |
| ○交通安全施設等整備事業の推進( <mark>道路環境課)</mark><br>安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。  | 目標値(平成32年度まで) ・「バリアブリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路につい                                   | 〇安全で快適な歩行空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の設備改善を推進しました。   | ( |
|   | て、移動等円滑化を実施<br>・府管理道路の特定道路指定地区数 55地区(52.5<br>Okm)  | ○府管理道路の特定道路指定地区数55地区(52.50キロメートル)うち43地区(49.39キロメートル)は整備完了。<br>整備率94.1%  | 0 |
| ○バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課)<br>障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信<br>号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針<br>に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。                        | 目標値(平成32年度まで)<br>「パリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の<br>主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置さ<br>れている信号機等について、視覚障がい者用付加装 | ○重点整備地区内の主要な生活関連経路等を重点に、高齢者や身体障害者等の安全を確保するため、音響式信号機(視覚障害者用付加装置)を継続して設置しました。<br>《整備状況》<br>平成30年度中設置数:33基   | 0 |
|   | 置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実<br>施   | 令和元年度中設置数:4基<br>令和2年度中設置数:6基、令和2年度末累計数:1622基  |   |
| ○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課)<br>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針を踏まえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。  | 目標値(平成32年度まで)<br>「パリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等<br>の制約条件を踏まえ、可能な限り移動等円滑化を実施                            | ○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施しました。 ・補助実績: 平成 30 年度 1 駅(エレベーター1 基) 令和元年度 2 駅(エレベーター4 基) 令和 2 年度 1 駅(エレベーター2 基)   | 0 |
|   |  | ○令和2年3月にユニバーサルデザインの視点に立ち、更なる鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、「大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針」を策定しました。また、同方針を踏まえ、補助要綱を改正し、補助事業の拡充を行いました。   |   |
| ○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(障がい福祉企画課、交通計画課、建築企画課)<br>鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施する既存駅<br>の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市<br>と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム |  | 〇事業者に対して、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場において、事業者に対して、鉄道駅のバリアフリー化や可動式ホーム柵の設置、無人駅における<br>十分な配慮等について働きかけを行いました。  |   |
| #設置の促進が図られるよう努めます。<br>事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡<br>会議」の場等において、可動式ホーム柵の設置促進や利用者の視点に立った無人駅における十分な配慮につい  |  | 〇整備状況(令和3年3月現在)<br>·ホーム柵設置駅 84駅/518駅  | 0 |
| て働きかけを行います。 また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ります。  |  | 〇令和2年6月15日に書面にて開催された「令和2年度大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」<br>の場において、事業者に対して、無人駅において十分に配慮するよう働きかけを行いました。  |   |

| ○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進(障がい福祉企画課、建築企画課)<br>車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、<br>適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他<br>の配慮を必要とする人のためのスペース(ゆずりあい駐車区画)の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを<br>推進します。<br>また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車の抑制をめ<br>ざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。 | <ul> <li>○車いす使用者用駐車場の適正利用を呼びかけるポスターを掲示し、府民や事業者等へ啓発を行いました。</li> <li>○ダブルスペースを推進するためのチラシを活用し、府民や事業者等へ普及・啓発を行いました。</li> <li>○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について、府民や事業者等へ制度の周知を行うとともに、利用証申請者からの申請を受け付け、審査の結果、累計 16,323 件の利用証を発行しました。また、府内の様々な施設へ協力依頼を行い、令和 2 年度末時点で、546 施設へ、881 区画分の「ゆずりあい駐車区画」表示カバー等の配布を行いました。</li> <li>○車椅子使用者用駐車場の適正利用を推進するため、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにおいてダブルスペースの取組や「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」について記載しました。</li> </ul> | 0 |
|--|---|---|
| ○まちのバリアフリー情報の提供( <mark>建築企画課)</mark><br>鉄道駅や商業施設、公共施設等におけるエレベーターや車いす使用者用便房等のバリアフリー情報について、<br>利用者があらかじめ入手することが重要であるため、鉄道事業者や市町村に対しバリアフリー情報のさらなる充実<br>を働きかけます。   | ○まちのバリアフリー情報の提供に、サポートが必要な方が鉄道事業者に問合せできるようホームページにリンクを追記しました。また、可動式ホーム柵の設置状況を追記し、鉄道事業者が公表している駅の構内図についてもリンクを追加しました。  | 0 |